

こうした遺言が、身近になった反面、まだまだ遺言は簡単ではないと私は思っています。良い遺言とは、突き詰めて考えれば残された人が「笑顔」で暮らせる財産承継ではないかと思っています。

「安心・安全」という点を考えるとまだ公正証書遺言が一步先を行っています。特に、公証人が関与し証明力は強く、残された人に不安を与えない効力を持つ公正証書遺言は、まだ魅力ある制度です。

5. 最後に

今回、公正証書遺言の持つ良さを知っていただき、少しでも相続紛争を防止するため公正証書遺言セミナーを計画しました。実際の公証人にお越しいただくため、直接お話を聞ける良い機会となります。

1月の寒い時期ではありますが、多くの方にお越しいただき公正証書遺言の良さを知っていただきたいと思っています。ぜひ、御参加下さい。

事務所は、新しい年に向けスタッフも充実してきました。「相続」「遺言」「後見」「財産管理」などの研修も日々の業務の中に入れて研修をしています。

多くの皆様の御要望をお聞きし、もっと皆様の役に立つ事務所に成長していきたいと考えています。

平成30年12月吉日

〈事務所案内図〉



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

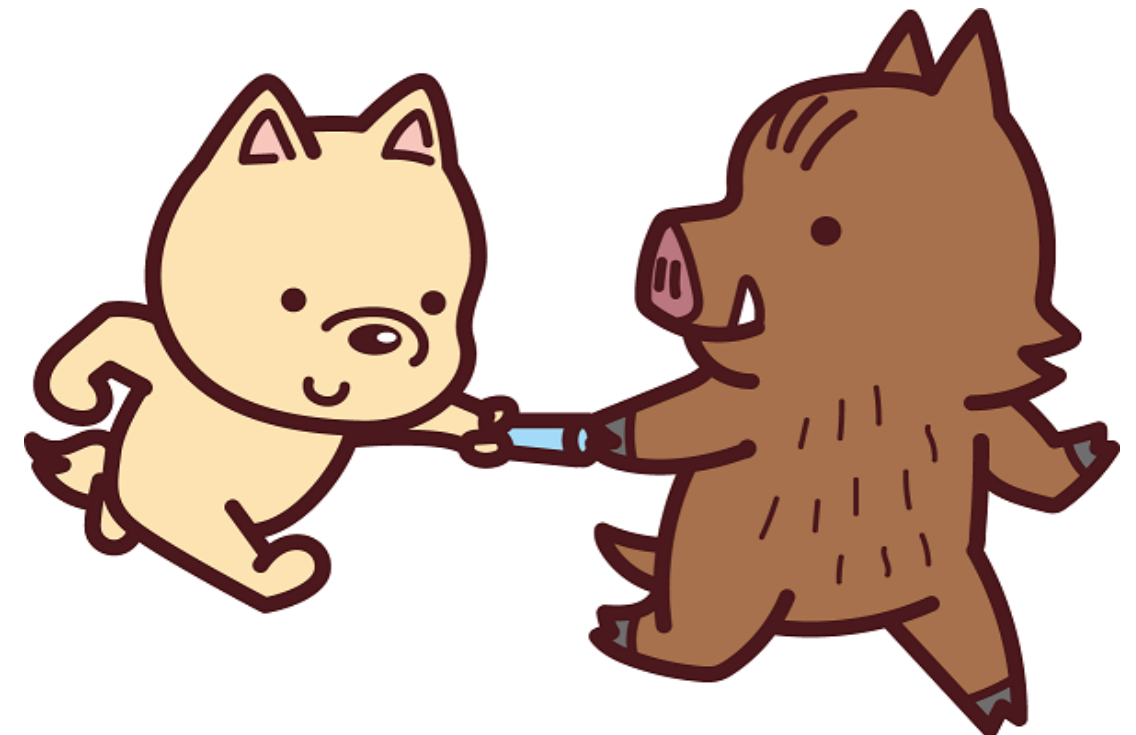
ホームページ <http://310-office.net/>

事務所通信

暮れから正月にかけてのこの時期は、何となくそわそわして落ち着かない日々が続きます。

クリスマス、忘年会、新年会と次から次へと楽しいことが続きますが、少し立ち止まって世の中の法律事情に目を向けてみませんか？

平成30年7月に相続法が大幅に改正され身近なことで知っていただきたいこともありますので、御一読ください。



1. 平成30年7月、相続法が改正されました。

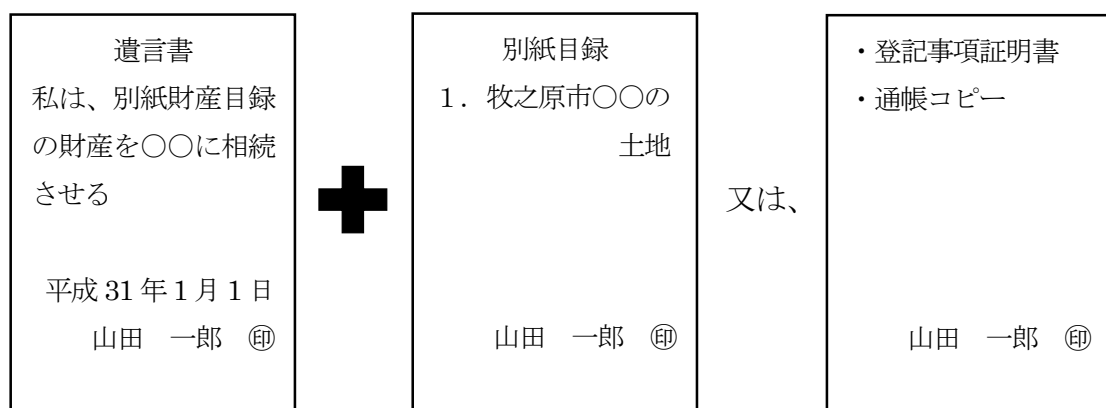
- 1) 「配偶者居住権」「配偶者短期居住権」の新設
被相続人の配偶者が建物に居住できる権利を新設
- 2) 遺産分割等に関する見直し
被相続人の預貯金仮払い制度の創設、遺産分割前財産に対する規定
- 3) 遺言制度の見直し
自筆証書遺言の方式緩和、法務局保管制度の新設
- 4) 遺留分制度の見直し
遺留分減殺請求権を「遺留分侵害請求」とし金銭請求にする。
- 5) 相続人以外の者への配慮
被相続人への療養看護を行った場合、相続人以外の者も金銭請求ができる。(寄与分制度の拡大)
※尚、それぞれの法律のスタートする時期が異なるので、ご注意下さい。

2. 自筆証書遺言と遺言執行者についての改正

自筆証書遺言の良い点は、「いつでもどこでも書ける」「無料で作成できる」ということです。

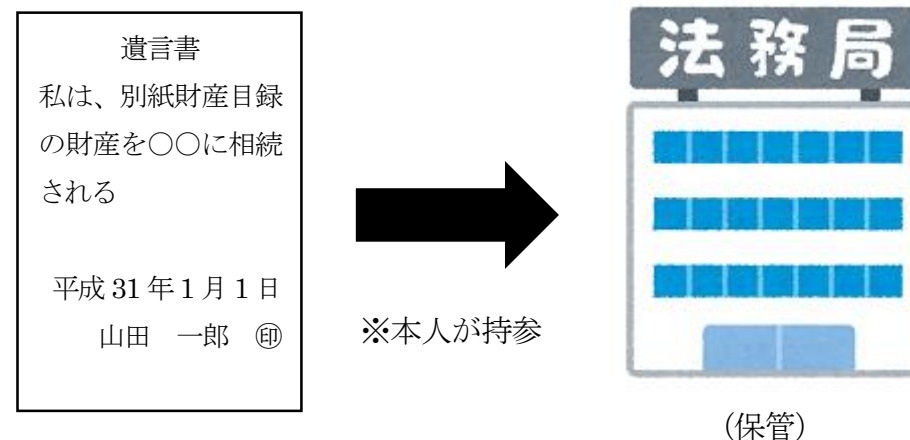
逆に、「間違いやすい」「保管が不便」「検認(家庭裁判所の確認)が必要」「全て自筆でないと不可」といった欠点もありました。

それが、今回の改正により、財産の記載が簡略化され、



(平成31年1月13日スタート)

今までと違うのは、財産の目録はパソコンで作ったものでも構わない点や通帳のコピーを添付してもよい(但し、目録には氏名・印を記載)となりました。



(平成32年7月10日スタート)

1年半ほど先の話ですが、遺言書を法務局(遺言保管所)で保管してくれることとなります。これにより、保管場所をどうするかという迷いが解消されます。

法務局保管の特徴は、「封をしないで本人が持参する」ということです。必ず本人が行く必要があるため、代理人を頼んでとか入院中や施設に入っている人はできません。※保管された遺言書は、検認不要となります。

3. 遺言執行者について(遺言作成時に、遺言を実行してくれる人)

遺言に従って登記手続を行ったり、預貯金の解約手続について今まで「相続人の代理人」と規定され相続人の意向に反対できないとされていましたが、これらが改正により遺言執行者は「遺言内容を実現する」と権限が明確になり、不動産登記手続・預貯金解約の権限が明確になりました。代理人選任の「復任権」も条文化されました。

尚、遺言書を作成する場合、私はお客様から「要望があれば」遺言執行者の選任をしていましたが、今後は相続人または第三者を遺言執行者に選任し、スムーズに遺言執行が出来るよう遺言書作成に関与していきたいと思っております。

(平成31年7月頃スタート)

4. 事務所より

今回の改正で皆様が相続で考えることは、一に「配偶者居住権」制度を遺産分割等に取り入れていこうという流れができることや遺言作成が少し身近になったのではと思います。

今まで遺言を考えていなかった人も「何となく自分でもやれそう」と考えられるかもしれません。